

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約について、四万十市契約規則第25条の2第2項の規定に基づき公表いたします。

随意契約締結の状況

| 契約の名称 | 契約の概要 | 契約相手の選定基準 及び決定方法 | 契約相手の名称及び住所 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 契約の相手方とした理由 |
|-------|----------|--|---|------------|-----------|---|
| 量水器修繕 | 量水器の修繕業務 | 地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に規定する団体 随意契約 | 社会福祉法人 鵜足津福 社会 高瀬荘 香川県三豊市高瀬町佐股 乙425番地3 | 2,202,365円 | 令和2年6月24日 | 障害者等の社会参加や生 きがいの確保等を図りつ つ、安価に業務を受注でき る団体 |